

○按ズルニ、皇太子正良親王ハ、淳和天皇ノ御異母兄ナル嵯峨天皇ノ皇子ナリ、

〔日本紀略六圓融〕安和二年八月十三日戊子立先帝○冷第一皇子師貞親王山花爲皇子年在一條第

〔神皇正統記圓融〕圓融院諱ハ守平、村土第五の御子、冷泉院同母の弟なり、

〔公卿補任花園〕文保二年二月廿六日庚午、踐祚新帝○後三月九日庚寅、邦良親王爲皇子、

○按ズルニ、邦良親王ハ、後醍醐天皇ノ御異母兄ナル後二條天皇ノ皇子ナリ、

〔神皇正統記後醍醐〕後二條世をはやくしまして、父の上皇○宇多なげかせ給ひし中にも、よろ

づ此君○後醍醐にぞ委附し申させ給ひける、やがて儲君のさだめありしに、後二條の一の御子邦良の親王居給ふべきかと聞えしに、おぼしめす故ありて、此親王を太子にたて給ふ、彼の一の御子

をさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給べし、若邦良の親王早世の御事あらば、此御すゑ繼體たるべしとぞ玄るしおかせましくける、彼親王鶴膝の御病ありて、あやうくおぼしめしける故なるべし○中かゝりし程に後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮○邦良の御方にさ

ぶらふ人々そばくに聞えしが、關東に使節をつかはされ、天位をあらそふまでの御中らひに成にき、あづまにも東宮の御事をひきたて申す輩ありて、御いきどほりのはじめとなりぬ、元亨甲子の九月のすゑつかた漸事あらはれにしかども、うけたまはりおこなふ中にいふがひなき事出きにしかど、大方は事なくてやみぬ、其後はさなく東宮かくれ給ふ、神慮にもかなはず、祖皇の御いましめにもたがはせ給ひけりとぞおぼえし、

〔歷代皇紀光明〕皇太子益仁親王○崇院○光皇子、母前權大納言藤公秀女、建武五、八十三立、五、去八日立親王、後日改名興仁、

○按ズルニ、益仁親王ハ、光明天皇ノ御同母兄ナル光嚴天皇ノ皇子ナリ、